

令和2年2月28日

地域生活支援事業の見直しに係る説明に対する質疑応答

Q1 日中一時支援の床面積基準を緩和するとあるが、いつから行うのか。また定員数などはどのように通知されるのか

A1 床面積基準の緩和は令和2年10月1日から。定員数は事業所指定をした時の資料を基に算定するものの、通知はしない。

Q2 移動支援の実績記録票に行き先を明記するように変えたとあるが、プライバシーの侵害にならないか？補足説明をしてほしい

A2 指摘の部分は権利擁護の観点と合わせて懸念は理解できるが、不正請求が多発している(昨年も70万円以上の返還あり)現状があり、適正な運用を確認するためにも必要である。具体的な訪問先を記載するのではなく、簡素な表現にしよう予定。

Q3 日中一時支援で医療的ケアの必要な方に対応できるように看護師を配置しているが、人件費が高額である。事業所の特殊性を鑑みて、加算等はもらえるか

A3 医療ケアへの対応は日中一時支援の預かり対応の枠から逸脱しており、法定サービスに移行させることが本来だと思っている。法定サービスの充実は施策で盛り込んでいるため、本サービスで加算を行うなどは想定していない。

Q4 市としては移動支援の利用をもっと活用していくのか、市内では充足しているという認識なのか

A4 障がい者の社会参加や地域での生活を促進していくためにも、利用者の希望に沿って、積極的に利用していただきたい。地域移行・地域定着の観点からも、移動支援は今後も重要だと考えている。

Q5 移動支援の重要性を認識している割には、対象者への制約が多いのではないかと。身体は全身性障害のみと規定しているが、全身性を条件にせずガイドヘルプが必要な実態についてどのように認識しているか、また他市では一部認められている電動車椅子を禁止する理由は何か

A5 対象者を増やすと移動支援事業の市内のキャパシティを超える可能性があるため、事業の継続性の観点から大幅な対象者増につながる変更は予定していない。補装具費の支給では、電動車椅子の利用者は自走できることを要件としているため、対象者として認めない。自走できない理由があり、支援が必要であれば特例決定はあり得る。

Q6 突発的な通院はよいとあり、2回目以降は居宅介護を利用すべきとあるが、居宅介護の決定を受けていない人はどうするのか

A6 法定サービスで対応できる分は移動支援を利用しないのが原則。ただし、原則を守るために利用者に不利益を与えかねない場合は、相談のうえ利用を認める場合もある。

Q7 要綱は公表されるのか

A7 基本はホームページでの公表になる。

Q8 公表されるにあたって、当事者の声は聞いたのか

A8 これまでの対応をまとめたものになるので、特別に意見聴取を行ったことはない。策定したから改定しないということではないので、今後も御意見を頂戴したい。

Q9 個人の旅行(公的な活動ではなく、個人の楽しみ)はどのように判断するのか

A9 宿泊を伴う場合は川西市地域生活支援事業支給決定基準(移動支援事業・日中一時支援事業)(案)9ページにあるQ&AのQ23にあるように利用者と事業者で取り決めの上限利用可能。事業所のイベントとして参加する場合は、主催者が招いている場合は主催者が負担すべきであると考えているので対象外である。ただし、原則として認識しつつケース毎の対応は個別に確認してほしい。

Q10 移動支援単価表 2人介助の取り扱いは

A10 1人介助の単価を2倍したもので請求を行ってもらおう